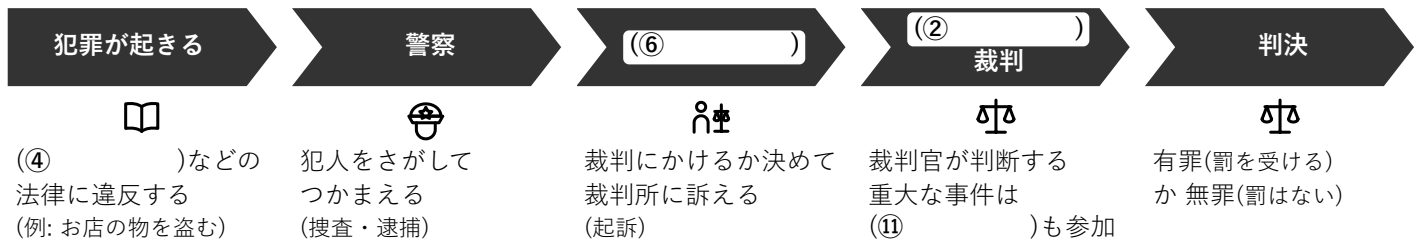


名前 _____

【比較】 (1) 裁判 と (2) 裁判

観点	人 (1) 裁判	人 (2) 裁判
ちがいをひとことで	人と人のもめごとを、どちらが正しいか決める。訴えるのは本人	してはいけないこと(犯罪)をした人を、国が罰する。訴えるのは国
何を裁く	個人と個人、個人と企業との争いなど (3) などの法律にもとづいて、訴えを認めるかどうかを判断する	犯罪の疑いのある人 (4) などの法律にもとづいて無罪・有罪などをいわたす
たとえば	貸したお金を返してもらえない・買った物がこわれていた・離婚	お店の物を盗んだ・人をなぐった・交通事故を起こした
訴えた側	(5) (訴えた本人)	(6) (国の代表。犯罪を調べて訴える)
訴えられた側	(7) (訴えられた人)	(8) (罪をうたがわれて訴えられた人)
弁護士	(5) も (7) も、(9) (弁護士)をつけることができる	(8) は (10) (守ってくれる弁護士)をつけることができる。重大な事件では (11) も参加する

【法律違反から刑事裁判まで】 だれが、何をするか



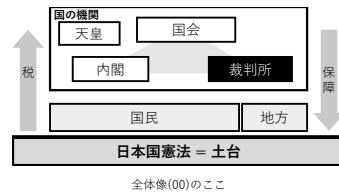
【ちなみに】 警察と検察官は、何がちがう？

	何をする	どこの人
警察	犯人をさがしてつかまえる(捜査・逮捕)。裁判には出ない	都道府県の警察
(6)	つかまった人を 裁判にかけるか決め、裁判で「この人が罪をおかした」と訴える(起訴)	国(検察庁)

【裁判所のことば】

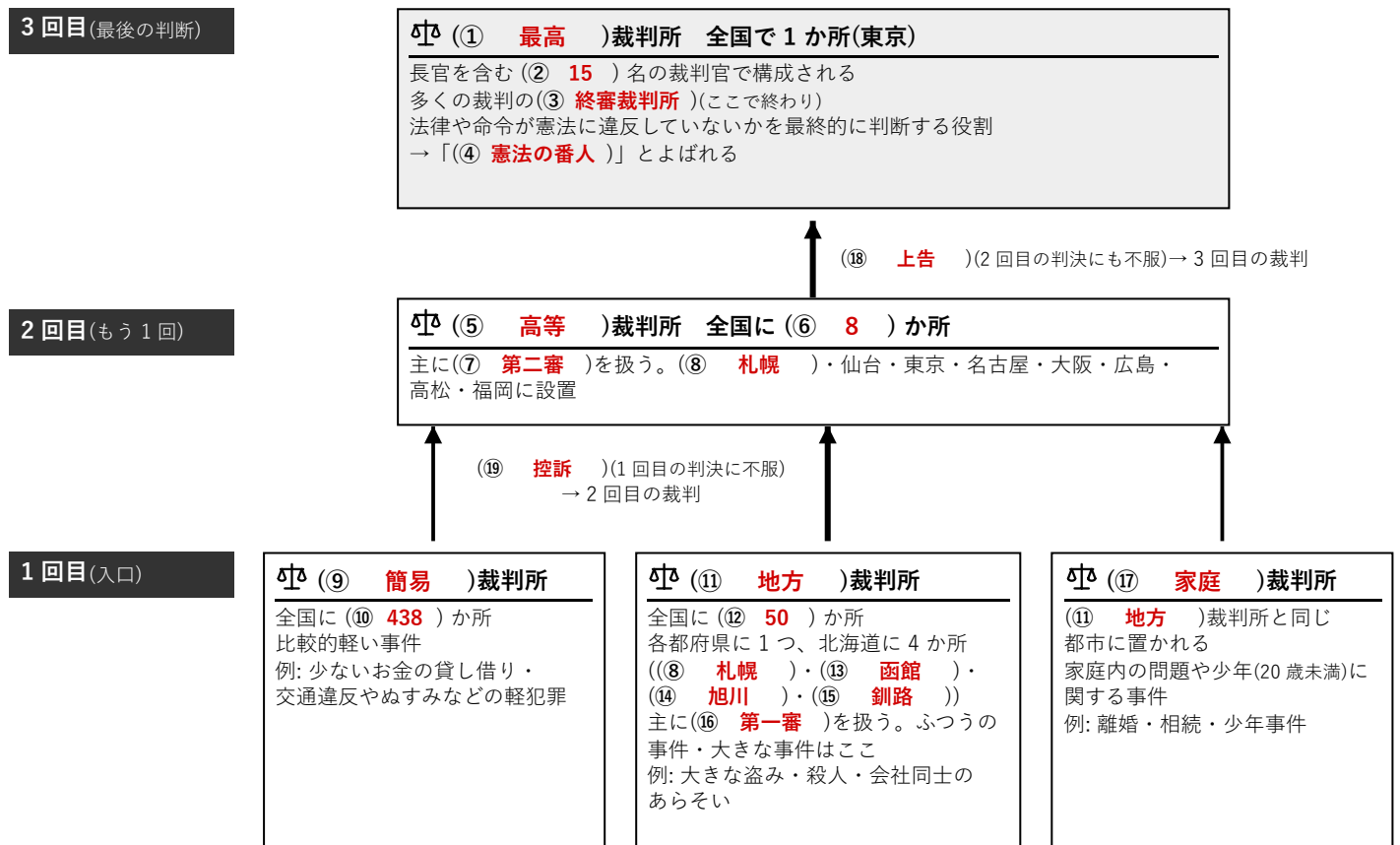
「すべて裁判官は、その良心に従い(12) してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」(第 (13) 条) (裁判官は、だれの命令も受けず、法律だけにしたがって判定する)	司法権の(12)
すべての裁判所が持つ、国会で制定された法律が憲法に違反していないかどうかを判断する権限 (法律が、いちばん上のきまり(憲法)に反していないかを調べる)	(14)
最高裁判所の裁判官が、(15) の際に国民の投票でやめさせるべきか判断されること。国民の多数((16))がやめさせるべきとした場合には罷免される (ふさわしくない裁判官を、国民がやめさせられる)	(17)
(18) 年より、一般国民が(19) で開かれる重大な犯罪事件の(2) 裁判に参加する制度 (ふつうの人が裁判官といっしょに、有罪か無罪か・どんな罰かを決める)	人 (20)

漢字で書けるものは漢字で書く



- **全体像では** 全体像(00)の「国の機関」の三角形の右下「裁判所」の箱を くわしく見る。国会・内閣と見張り合う。
- **ひとことで** 裁判所 = ルール(法律)にもとづいて、もめごとや犯罪を判定するところ。自分の意見ではなく、法律で決める。
- **たとえば** けんかの判定役。「どちらが正しいか」を、きまりにてらして決める人。
- **なぜ5種類?** 最初の裁判は、もめごとの種類で3つの裁判所に分かれるから(入口が3つ)。そのうえ、判決に納得できなければ上の裁判所に「もう一度 見てください」とたのめる。それでも納得できなければ、いちばん上の裁判所にたのめる(そこで終わり)。

【裁判所の流れ】 最初は3つの入口。納得できなければ、上の裁判所でやり直し



日本では、より慎重に裁判を行うために、(20 **3**)回まで裁判を受けることができる = (21 **三審制**)。1回目を(16 **第一審**)、2回目を(17 **第二審**)、3回目を(22 **第三審**)という。



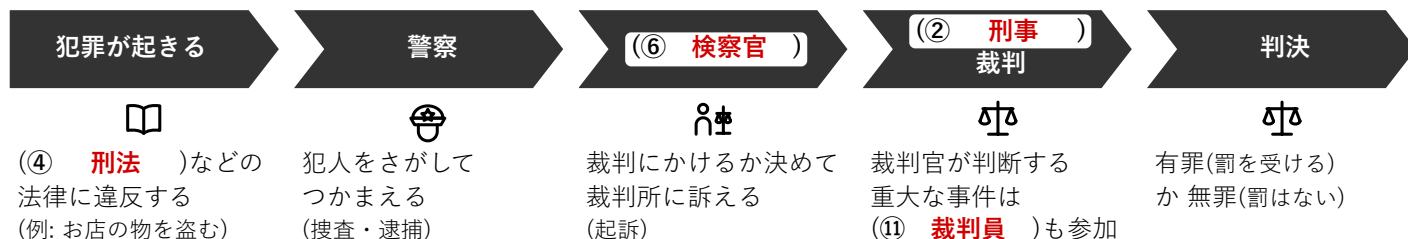
公民 05 裁判所 (つづき) 解答

名前 _____

【比較】 (① 民事) 裁判 と (② 刑事) 裁判

観点	⚖️ (① 民事) 裁判	⚖️ (② 刑事) 裁判
ちがいをひとことで	人と人のもめごとを、どちらが正しいか決める。 訴えるのは本人	してはいけないこと(犯罪)をした人を、国が罰する。訴えるのは国
何を裁く	個人と個人、個人と企業との争いなど (③ 民法)などの法律にもとづいて、 訴えを認めるかどうかを判断する	犯罪の疑いのある人 (④ 刑法)などの法律にもとづいて無罪・ 有罪などをいわたす
たとえば	貸したお金を返してもらえない・買った物が こわれていた・離婚	お店の物を盗んだ・人をなぐった・ 交通事故を起こした
訴えた側	(⑤ 原告) (訴えた本人)	(⑥ 検察官) (国の代表。犯罪を調べて訴える)
訴えられた側	(⑦ 被告) (訴えられた人)	(⑧ 被告人) (罪をうたがわれて訴えられた人)
弁護士	(⑤ 原告) も (⑦ 被告) も、 (⑨ 代理人) (弁護士) をつけることができる	(⑧ 被告人) は (⑩ 弁護士) (守ってくれる 弁護士) をつけることができる。重大な事件では (⑪ 裁判員) も参加する

【法律違反から刑事裁判まで】 だれが、何をするか



【ちなみに】 警察と検察官は、何がちがう？

	何をする	どこの人
⚖️ 警察	犯人をさがしてつかまえる(捜査・逮捕)。裁判には出ない	都道府県の警察
(⑥ 検察官)	つかまった人を 裁判にかけるか決め、裁判で「この人が罪をおかした」と訴える(起訴)	国(検察庁)

【裁判所のことば】

「すべて裁判官は、その良心に従い(⑫ 独立)してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」(第(⑬ 76)条) (裁判官は、だれの命令も受けず、法律だけにしたがって判定する)	司法権の(⑫ 独立)
すべての裁判所が持つ、国会で制定された法律が憲法に違反していないかどうかを判断する権限 (法律が、いちばん上のきまり(憲法)に反していないかを調べる)	(⑭ 違憲立法審査権)
最高裁判所の裁判官が、(⑮ 衆議院議員総選挙)の際に国民の投票でやめさせるべきか判断されること。国民の多数((⑯ 過半数))がやめさせるべきとした場合には罷免される (ふさわしくない裁判官を、国民がやめさせられる)	(⑰ 国民審査)
(⑱ 2009)年より、一般国民が(⑲ 地方裁判所)で開かれる重大な犯罪事件の(② 刑事)裁判に参加する制度 (ふつうの人が裁判官といっしょに、有罪か無罪か・どんな罰かを決める)	⚖️ (⑳ 裁判員制度)

漢字で書けるものは漢字で書く